

議案第8号

我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業者に、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認、業務継続計画の策定等を義務付けるため提案するものです。

我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 略</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業</p> <p><u>者は、利用者の安全の確保を図るた</u> <u>め、放課後児童健全育成事業所ごと</u> <u>に、当該放課後児童健全育成事業所</u> <u>の設備の安全点検、職員、利用者等</u> <u>に対する事業所外での活動、取組等</u> <u>を含めた放課後児童健全育成事業所</u> <u>での生活その他の日常生活における</u> <u>安全に関する指導、職員の研修及び</u> <u>訓練その他放課後児童健全育成事業</u> <u>所における安全に関する事項につい</u> <u>ての計画（以下この条において「安</u> <u>全計画」という。）を策定し、当該</u> <u>安全計画に従い必要な措置を講じな</u> <u>ければならない。</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職 員に対し、安全計画について周知す るとともに、前項の研修及び訓練を 定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利</p>	<p>第6条 略</p>

用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者

者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 から 4 まで 略

第12条 略

(業務継続計画の策定等)

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 から 4 まで 略

第12条 略

第12条の2 放課後児童健全育成事業

者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（衛生管理等）

第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

（衛生管理等）

第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。